

【諮問（個人）第201号】

4 川情個第2号  
令和4年4月8日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和3年3月11日付け2川総コ第210号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年11月30日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、令和元年9月1日から令和2年11月30日までの本人の戸籍謄本・抄本、改製原戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、住民票及び印鑑登録証明書の交付請求書について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を特定し、令和2年12月14日付けで、本人の改製原戸籍謄本・抄本交付請求書について一部承諾処分（以下「本件処分」という。）、本人の戸籍の附票交付請求書及び住民票交付請求書については全部承諾処分、本人の戸籍謄本・抄本交付請求書及び印鑑登録証明書交付請求書文書不存在による拒否処分を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年12月28日付けで、本件処分について取消し、開示するとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第201号事件）。

## 3 審査請求人の主張要旨

令和2年12月28日付け審査請求書、令和3年2月25日付け反論書及び令和4年3月18日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 当該改製原戸籍謄本・抄本請求書に係る請求者又は申請依頼者である相手方（以下「相手方」という。）からの照会文書に関して、照会（請求）日、相手方の氏名（又は機関名）、照会（請求）文書の利用目的及び照会（請求）に係る根拠法令等を全て黒塗りし、納得し得る説明を審査請求人に対し行わなかった。誰が、いつ、どのような利用目的で、いかなる根拠法令に基づいて、適正に照会（請求）したのか具体性が全く不明で、実施機関は、戸籍業務に係る利用目的の範囲内であったのかどうかを審査請求人が知る権利を不当に剥奪した。
- (2) 平成29年度には平成28年度開示対象公文書について、全てが開示されており、本件における対象公文書と比較して不整合の取扱いとなっている。  
公用請求文書なら、年度が違っても、請求者が異なっても全て一貫して統一的な開示の取扱いとすべきである。
- (3) 一般的に公開されていない審査請求人の情報を取得するのであれば、根拠法令等を明らかにすべきである。相手方は不開示を希望していないと考える。川崎市がその相手方に付度をして不開示としていると考えている。

#### 4 実施機関の主張要旨

令和3年2月12日付け弁明書及び令和4年1月14日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、戸籍謄本等の交付請求に対して、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条又は第10条の2に基づき、交付の請求を適当と認めたときは、戸籍謄本等の交付を行っている。
- (2) 本件における対象公文書の不開示部分について、本人等以外の個人に関する情報であり、条例第17条第3号に該当し、氏名、生年月日等の個人識別情報に加え、詳細な照会の理由等が明らかになることで本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。また、事務又は事業に関する情報であり、条例第17条第6号に該当し、証明書請求者の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと判断した。
- (3) 本件処分の理由について、これ以上詳細に説明を行うと、審査請求人に本件における対象公文書の内容が推定され、本件処分を行った趣旨を没却することから、これ以上の説明は困難である。
- (4) 過去の事例を挙げ、「不整合な取扱いとなっている。」と主張しているが、対象公文書が不開示情報に該当するかどうかは、個々の開示請求ごとに判断するものであるため、過去の事例と本件処分の結果が異なることについて、違法又は不当な点はない。

#### 5 審査会の判断

- (1) 実施機関は、審査請求人による本件請求に対して対象公文書を特定し、複製原戸籍謄本の交付を求める文書（以下「本件文書」という。）について、条例第17条第3号及び第6号に該当するとして、一部承諾とする本件処分を行った。  
審査請求人は、本件文書の全部の開示を求めていることから、本件処分において不開示とされた情報の不開示事由該当性について、以下検討する。
- (2) 当審査会が職権で検討するに、条例第17条第7号は、「開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」を不開示とする旨を規定する。  
当審査会が本件文書を見分したところ、本件文書は、司法警察職員による捜査に関する文書であって、これらが開示されるならば、どのような時期にどのような照会を行ったかといった捜査手法が判明することになり、捜査において要請される密行性が阻害されることから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。  
よって、本件文書は、条例第17条第3号及び第6号について判断するまでもなく、同条第7号により不開示とすべきものである。
- (3) 本件文書については、上記(2)のとおり、本来、不開示とすべきであったものと認められるが、実施機関は、本件処分において本件文書の一部を開示してい

る。このような場合、本件処分を取り消して改めて条例第17条第7号を適用する意味はなく、本件文書について、一部不承諾としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

- (4) その他、審査請求人は、本件処分が過去の事例と不整合である等、実施機関の対応の不当性を主張しているが、当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 飯島 奈津子

委員 嘉藤 亮

委員 友岡 史仁

委員 中島 美砂子